

意見書

平成 21 年 7 月 21 日

総務省情報通信政策局

総合政策課 通信・放送法制企画室 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう

ふかた こうじ

代表取締役社長 深田 浩仁

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう

代表取締役社長 エリック・ガン

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」答申（案）に関し、意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。弊社意見を下記の通り申し述べさせていただきます。

項目	弊社意見
<p>1. 法体系見直しの必要性</p> <p>(1)2010年という節目 平成22年(2010年)は、ブロードバンド・ゼロ地域の解消(平成22年度末)、テレビ放送の完全デジタル化(平成23年7月24日)という、通信・放送に係る2つのインフラ政策の目標達成期限を、間近に控える年である。</p> <p>経済・社会の活力を維持し、国民生活をより一層豊かにしていくためには、こうしたインフラ面の整備に加え、整備されたインフラを最大限に活用できる政策を展開することが肝要である。</p> <p>これまでも、デジタル化やブロードバンド化の進展によって、有線テレビジョン放送事業者によるインターネット接続サービスや、インターネットの通信手順(IP)を基盤とするテレビ放送、携帯端末向けのワンセグ放送など、通信・放送の融合・連携型サービスが実現されてきた。</p> <p>デジタル化、ブロードバンド化の達成される2010年代には、融合・連携型の新たなサービスが、続々と登場してくるものと期待される。</p> <p>世界最速・最安のデジタル・インフラ上で、世界最先端の通信・放送サービスを実現していくためには、法制についても、他の先進諸国に比べて合理的・先進的な内容を目指すことが適当である。</p>	<p>2010年という節目に通信・放送の法体系見直しを行うことによって、通信・放送分野のさらなる発展と国際競争力の強化を期待します。</p> <p>法体系見直しにあたっては、通信・放送に関する法律や規制の根拠となっている市場独占性や電波の希少性、道路占用などの公益特権など市場の形成に大きく影響を与えるような<u>規制について目的を明確にし、規制の範囲を限定して必要最小限の規制を行うべきである</u>と考えます。</p>

項目	弊社意見
<p>1. 法体系見直しの必要性</p> <p>(2) 現行の法体系 現行の通信・放送法制は、2010年から遡ること60年前の昭和25年(1950年)に、電波法と放送法が制定されたことを出発点としている。その後も、技術の進展に応じ、あるいは政策課題に対応するため、逐次、法制が整備されてきた。(次頁の表)</p> <p>しかしながら、デジタル化、ブロードバンド化の進展によって、通信業務用の設備を放送に、放送用の設備を通信業務用に活用する可能性がより一層増大する2010年以降を展望したとき、放送で4本、通信業務でも複数の法律で構成される現行の法体系が、利用者及び受信者や放送や通信業務を行おうとする者にとって、果たして合理的な制度なのかという点は、改めて問い直さなければならない。</p>	
<p>1. 法体系見直しの必要性</p> <p>(3) 見直しに当たっての3つの視点と5つの目的 そこで、2. 以下では、「伝送設備」、伝送設備を他人の通信の用に供する「伝送サービス」、伝送設備によって伝送される「コンテンツ」という3つの視点から、現行の法体系を見直すこととする。</p> <p>また、見直しに当たっては、次の5つの目的を実現することを重視する。</p> <p>① 同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の集約・大括り化</p> <p>② 情報の自由な流通の促進</p> <p>③ 迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する制度の整備</p> <p>④ 情報通信の安全性・信頼性の確保</p>	<p>「伝送設備」、「伝送サービス」、「コンテンツ」という3つの視点で法体系の大括りを行うことについて賛成します。</p>

項目	弊社意見
<p>⑤ 利用者・受信者の利益の保護</p> <p>さらに、情報流通の国際化に対応し、法体系自体も国際的な整合性を考慮することとする。</p>	
<p>2. 伝送設備規律</p> <p>(1)電波利用の柔軟化</p> <p>通信・放送の融合・連携型のサービスなど新たな電波利用を促進し、新産業の創出等を図るため、電波利用の柔軟化を行うことが必要である。その際、グローバルマーケットの動向も踏まえ、我が国産業の国際競争力を強化する視点が重要である。</p> <p>① 電波利用の柔軟化</p> <p>…(中略)…</p> <p>具体的には、通信及び放送の双方の目的に利用可能な無線局の免許制度を整備するとともに、免許を受けた後に、許可を受けて目的を変更することを可能とする制度を整備することが適当である。</p> <p>その際、電気通信事業や放送は、固有の公共的役割を有するものであり、一の無線局で複数の目的に電波を利用可能にするとしても、「本来の目的」をないがしろにし、他の目的のためのみに無線局を利用することのないよう、制度を設計することが必要である。</p> <p>また、電気通信業務用の無線局免許や放送用の無線局免許は、競願手続を経て付与されるものであり、比較審査の結果として与えられた無線局の免許の目的を変更するような場合に、競願者との公平性をどのように確保すべきかについて検討を行うことが適当である。</p> <p>制度設計に際しては、対象となる周波数帯域について、国際法規との整合性を踏まえることも求められる。</p>	<p>電波利用の柔軟化に賛成します。</p> <p>通信及び放送の双方の目的に利用可能な無線局免許制度を整備することに賛成します。</p> <p>また、免許を受けた後に、許可を受けて目的を変更することが可能とする制度の整備にも賛成します。</p> <p>その際、通信と放送の免許申請にかかる様式の統一化、手続きの簡素化を強く要望します。</p> <p>「周波数再編アクションプラン」のように周波数の有効利用が考慮される電波利用手続きによって、今後も新技術の導入促進し、<u>新規事業者の競争を促進するような周波数割当てを要望</u>します。</p>

項目	弊社意見
<p>2. 伝送設備規律</p> <p>(1)電波利用の柔軟化</p> <p>② ホワイトスペースの活用</p> <p>新たな電波利用を実現するためには、①で記述したように一の無線局を複数の目的に利用できる範囲を拡大させるだけでなく、今後、周波数が一層逼迫する中で、既存の周波数を活用することが極めて重要である。こうした観点から、無線局の既存業務に影響を与えない範囲で、いわゆるホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数)を活用するため、関係者による検討の場を立ち上げ、具体的なニーズ、利用形態、共用する技術的条件に関する技術的検証を行い、その活用可能性を踏まえ、技術基準の策定等の制度整備を行うことが適当である(*)。</p>	<p>ホワイトスペースの活用など周波数の有効利用が図られる仕組みを作ることに賛成します。</p>
<p>2. 伝送設備規律</p> <p>(2)民間の創意工夫を生かした新技術導入の促進</p> <p>ワイヤレスと家電との融合、地域活性化、医療分野への応用、環境問題への対応等の様々な新分野での電波利用の出現が想定されており、これらの分野において民間の創意工夫から生み出される新しい技術の迅速な導入を可能とすることが必要である。</p> <p>① 技術基準策定の提案制度</p> <p>② 技術基準策定等の計画の作成・公表制度</p> <p>③ 技術基準策定のプロセスの柔軟化</p> <p>④ 技術基準適合証明制度の見直し</p>	<p>ソフトウェア無線の導入など新技術に対応するための技術基準適合証明制度の見直しなど法整備を行うことに賛成します。</p>

項目	弊社意見
<p>2. 伝送設備規律</p> <p>(3)迅速な新サービス・新製品の導入の促進</p> <p>① 免許等を要しない無線局(免許不要局)の範囲の見直し 免許不要局について、無線システムの機能、使用する周波数、利用形態等を考慮して、無線システムごとに最適な空中線電力の上限を定められるよう、空中線電力の上限が法律上10ミリワットとなっていることを見直し、免許不要局の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>② 無線局に係る手続の見直し より迅速かつ効率的な電波利用を可能とするため、無線局に係る手続について、次のような見直しを行うことが適当である。</p> <p>ア 携帯電話の基地局等について、無線局ごとに個別に免許を受けなければならないとされていることを改め、例えば包括的に免許を受けることができるようにする等手続を簡素化する。</p> <p>イ 無線局の定期検査について登録点検事業者により点検を受け異状がなかった場合には省略できることとし、点検が適切に行われることを確保するために必要な制度について検討する。</p>	<p>免許不要局の範囲の見直しや包括免許の手続きの簡素化など、無線免許手続きの効率化・簡素化に賛成します。</p>
<p>2. 伝送設備規律</p> <p>(4)電波を安心して利用できる環境の整備 多種多様な電波を利用したサービス・機器を安心して利用できる環境整備のため、例えば、次のような制度整備を行うことが適当である。</p> <p>① 報告制度</p> <p>② 技術基準適合命令制度</p>	<p>_____</p>

項目	弊社意見
<p>2. 伝送設備規律</p> <p>(5)その他の見直し 上記(1)～(4)のほか、無線局に係る外資規制の適用除外の拡大を図る等電波制度について所要の見直しを行うことが適当である。</p>	<p>――</p>
<p>3. 伝送サービス規律</p> <p>(1)伝送サービス規律の再編</p> <p>① 伝送サービスの定義 現在の電気通信事業法における電気通信役務の概念を踏まえ、「電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス」とすることが適当である。</p> <p>② 伝送サービスとして捉えるべきサービスの範囲 現行の電気通信事業法の適用対象とされている電気通信役務のほか、外形的には「電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス」に該当するものの、現行の法体系では電気通信事業法ではなく他の法律によって規律されている次の役務について、伝送サービスと捉えて規律の大括り化を図ることの適否を、③以下で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 放送法第52条の10第1項に規定する受託放送役務 － 有線テレビジョン放送法第9条に規定する有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る役務(いわゆる「チャンネルリース」) － 有線放送電話に関する法律第2条第1項に規定する有線放送電話役務 <p>③ 現行の受託放送役務に係る規律 放送の業務を行うことについて国の「認定」を受けた特定の放送事業者(現在の委託放送事業者に相当)の放送を確保する観点から、現行の</p>	<p>「伝送サービス」の定義を「電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス」とするならば、<u>伝送サービス規律として、「通信の秘密」や「相互接続性の確保」も重要と考えます。</u></p> <p>「伝送サービス」の大括り化を現行の「電気通信事業法」を核とすることに賛成しますが、電気通信市場での市場支配力に起因する非対称規制の扱いについては、<u>通信と放送が融合した市場においてもボトルネック性が解消するわけではないことをかんがみると、NTTグループに対して行われている公正競争条件に係る諸規定については継続して盛り込むべきと考えます。</u></p>

項目	弊社意見
<p>受託放送制度(放送法第52条の9から第52条の11までの規定)に準じた制度を新たな法体系の下でも引き続き整備することが適当である。</p> <p>現行の受託放送制度に準じた制度を整備するに当たっては、利用の申込みがあれば基本的に公平な取扱いが求められる電気通信事業と異なり、受託放送役務は、「認定」を受けた特定の放送事業者のみに対して役務を提供するものであるため、一般の伝送サービス規律(現行の法体系では電気通信事業法)のすべての規定を適用することは不適當であり、個々の規律ごとに適用の是非を判断することが適当である。</p> <p>④ 現行の有線テレビジョン放送施設者に対する施設の使用の承諾義務(いわゆるチャンネルリースの義務)</p> <p>電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが制度的に可能となっていることに加え、実態としても、電気通信役務の高速化、大容量化、低廉化が進展し、一定のカバー率を達成しているなど、有線テレビジョン放送法施行当時(昭和48年)と異なり、有線テレビジョン放送施設の使用の承諾を義務付けなくても、代替的な手段により有線放送が行われる環境が整っているため、チャンネルリースの義務付けを廃止することが適当である。</p> <p>具体的には、チャンネルリースの提供については、有線テレビジョン放送法に代えて電気通信事業法を適用することとし、契約内容について、不適正かつ不明確な料金設定、不当な差別的な取扱い等があれば、例えば、一般の伝送サービス規律における業務改善命令の規定の適用対象とすることにより対応することが考えられる。</p> <p>なお、現に施設を提供している有線テレビジョン放送事業者については、新たな法体系への移行に際し、大きな負担を伴うことのないよう、一定の経過措置・適用除外措置を講ずることが適当である。</p> <p>⑤ 有線放送電話</p>	

項目	弊社意見
<p>有線放送電話は、農山漁村における簡易な通信手段として大きな役割を果たしてきたが、「有線放送電話に関する法律」の制定された昭和32年以降、電気通信事業者数の増加・多様化に伴い、概ね各戸に加入電話が行き渡り、携帯電話等も普及してきていることから、有線放送電話について、他の電話サービスと比較して特別な規律を継続する意義が失われてきているため、「有線放送電話に関する法律」を廃止し、通常の音声電話と同様の取扱いとすることが適当である。</p> <p>具体的には、一般の伝送サービス規律の規律を適用することとし、参入の「許可」は廃止し、「登録」又は「届出」に緩和するとともに、技術基準に関しては、有線電気通信法の技術基準ではなく、音声電話役務に係る現行の電気通信事業法に基づく技術基準を適用することが考えられる。</p> <p>なお、現に行われている有線放送電話業務については、新たな法体系への移行に際し、大きな負担を伴うことのないよう、一定の経過措置・特例措置等を講ずることが適当である。</p> <p>⑥ 伝送サービス規律の大括り化</p> <p>以上を踏まえ、伝送サービス関連の規律について、現行の「電気通信事業法」を核として制度の大括り化を図ることが適当である。</p>	
<p>3. 伝送サービス規律</p> <p>(2)有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し</p> <p>① 有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制</p> <p>電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが制度的に可能となっていることに加え、実態としても、電気通信役務の高速化、大容量化、低廉化が進展し、一定のカバー率を達成しているなど、自ら施設を設置して行う有線テレビジョン放送と同様の有</p>	<p>有線テレビジョン放送同士の合併については許可制を廃止し規制緩和することに賛成しますが、電気通信市場ですでに市場支配力を持つ通信事業者と、放送事業者との合併等についての扱いも含めて検討することが必要と考えます。</p>

項目	弊社意見
<p>線役務利用放送が行われる環境が整っており、有線テレビジョン放送法施行当時と比べて、必ずしも有線テレビジョン放送施設のすべてが、有線テレビジョン放送のサービス基盤として地域的独占の傾向に陥りやすいとは言えないものと考えられる。</p> <p>したがって、許可制により担保されている一定の技術レベルの確保やクリームスキミングの防止等について何らかの措置を確保した上で、有線役務利用放送との規律の適用の差異の解消を図り、有線テレビジョン放送施設者の負担の軽減や、柔軟な事業運営を促進する観点から、許可制を廃止し、規律の合理化を図ることが適当である。(措置の具体例:「許可」に係る施設について確保している技術基準への適合性を、例えば「登録制」のもとで引き続き参入時に審査する等)</p> <p>② 施設の譲渡等の認可制</p> <p>有線テレビジョン放送施設の譲渡及び合併等に係る認可制については、施設の設置者の地位の承継の際に、許可の審査基準である経理的基礎・技術的能力等を審査するため設けられていたものであるところ、許可制の廃止に伴いこうした事項を審査する必要性がなくなるため、併せて廃止することが適当である。</p> <p>③ 施設設置に係る国等の配慮</p> <p>有線テレビジョン放送施設の有用性については変わりがないため、その円滑な設置を促進する観点から、施設の設置に係る国及び地方公共団体の配慮規定は、引き続き維持することが適当である。</p>	
<p>4. コンテンツ規律</p> <p>(1)メディアサービス(仮称)の範囲 …(中略)…</p> <p>そのため、今般の新たな法体系においては、「メディアサービス」の範囲</p>	<p>メディアサービスの範囲を従来の「放送」に止めることに賛成します。</p>

項目	弊社意見
<p>をいわゆる従来の「放送」に止め、その概念・名称を維持することとし、公然性を有する通信コンテンツのうち違法な情報及び有害情報については、まずはプロバイダ責任制限法、青少年インターネット環境整備法等により、引き続き、対応することが適当である。</p>	
<p>(4)「オープンメディアコンテンツ」に関する規律</p> <p>① 違法な情報への対応(プロバイダ責任制限法の責任制限の範囲の拡大)</p> <p>「公然性を有する情報通信コンテンツ」(オープンメディアコンテンツ(仮称))のうち、違法な情報への対応については、</p> <ul style="list-style-type: none"> － 青少年インターネット環境整備法附則第3条により、「施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされていること、 － 総務省で別途開催された「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の最終報告書(平成21年1月)において、「当面は、自主的取組の進展及びその成果を見守りつつ」、「各種法的措置に関わる課題につき議論を深めていくことが、2011年度までに、青少年インターネット環境整備法関連の取組の評価が行われるまでの間、取り組むべきこと」とされていること、 <p>等から、まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である。</p> <p>② 有害な情報への対応</p> <p>有害情報への対策については、青少年インターネット環境整備法の基本理念である民間の自主的取組、利用者のリテラシー向上、青少年が有害情報を閲覧する機会の最小化を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> － フィルタリングサービスの導入促進及び改善 － 「eネットづくり宣言」といった自主憲章的な目標を共有することを宣 	<p><u>違法有害情報に対する規制のあり方は個別の法律によって対応すべきであり、「プロバイダ責任制限法」や「青少年が安全に安心してインターネット利用できる環境の整備等に関する法律」の結果を踏まえることが適当との考えに賛成します。</u></p>

項目	弊社意見
<p>言する仕組みなど、違法・有害情報対策について民間における自主的取組を推進すること、</p> <ul style="list-style-type: none"> － 第三者機関、企業や個人等のコンテンツ発信者、利用モニターの参画を得た実証プロジェクトの実施など、セルフレイティングの普及を促進すること、 － 違法・有害情報検出技術の開発支援など、違法・有害情報対策に資する技術開発支援を進めること、 － 産学の連携を通じて、学校・家庭・地域において利用者を育てる取組を促進すること、 <p>等について2011年度までに取り組んでいくこととされており、まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である。</p>	
<p>6. 紛争処理機能の拡大</p> <p>制度の大括り化・簡素化により、他の事業者と連携してサービスを提供するなど、経営の選択肢が拡大する一方で、事業者間の紛争も多様化してくるものと見込まれる。</p> <p>このため、現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能について、例えば、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むことが適当である。</p>	<p>紛争処理機能は事後救済的な措置であるため紛争処理機能を拡大するよりも、まずは法律の予見可能性を高める工夫が必要と考えます。</p> <p>具体的には、ガイドラインで禁止行為の事例紹介を行うなどが考えられます。</p>
<p>7. 利用者利益の確保・向上のための規律</p> <p>有料放送全体として利用者向けの情報提供について総合的な規律を整備する必要性を踏まえ、現行法制における利用者向けの情報提供義務の差異の解消、利用者保護・受信者保護等の観点から有料サービス</p>	<p>利用者利益の保護の観点という目的でコンテンツ規制を行うことについては賛成します。</p> <p>通信・放送の融合となった場合に、「放送分野の業としての特殊性」が果たして必要なかどうか法的根拠を明確化すべきと考えます。マスメディアの特権と個人の情報基本権とは区別</p>

項目	弊社意見
<p>契約に係る規律の整合化を図ることが適当である。</p> <p>具体的には、コンテンツ規律においても、放送分野の業としての特殊性等を踏まえつつ、電気通信事業法によって電気通信事業者等に課せられている利用者向けの情報提供義務(提供条件の説明義務、苦情処理義務及び事業の休廃止に係る事前告知義務)に係る規律を参考に、有料放送契約に係る適切な情報提供の確保など利用者保護規律を整備することが考えられる。また、今後、具体的な相談事例や通信・放送分野の業としての特殊性等を踏まえつつ、通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策について、別途検討することが適当である。その際、迅速かつ柔軟な事業展開の促進を過度に阻害しないよう配慮することも重要である。</p>	<p>して法的にも整理するのがよいと考えます。</p>
<p>8. その他の論点</p> <p>(1)特定の法人の位置づけ</p> <p>① 日本電信電話株式会社(NTT)の扱い</p> <p>「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月)において、「NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況などを見極めた上で2010年時点で検討」とされていることを踏まえ、「日本電信電話株式会社等に関する法律」については、今般の法体系の大括り化の対象とはしないことが適当である。</p>	<p>NTTの扱いは今般の法体系の大括り化の対象外となっているため、<u>2010年のNTT組織問題での検討までは、NTTグループに対して行われている公正競争条件に係る諸規定については継続して盛り込むべきと考えます。</u></p>
<p>8. その他の論点</p>	<p><u>ユニバーサルサービス、災害対策、緊急通報接続など公共サービスとして行うべきものは今回の法体系の見直しとは別にどうあるべきか見直しすべきと考えます。</u></p>

以上